

京都市告示第 131 号

京都市私道の変更又は廃止の手續に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第1項第5号及び同条第2項の道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成20年5月30日

京都市長 門川 大作

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	道路の廃止の申請者
第5811号	平成 20. 5. 2	メートル 4.00	メートル 109.26	京都市中京区西ノ京星池町4番地9(一部), 37番地1-B(一部), 4番地10(一部), 2番地3(一部), 梅尾町3番地13-A(一部), 44番地1(一部)及び2番地9(一部)	京都市長 門川 大作
第5812号	20. 5. 8	5.40	4.00	京都市左京区岩倉三宅町280番地6(一部)及び278番地3(一部)	富田 常弘
第5813号	20. 5. 15	4.00	25.68	京都市南区東九条明田町26番地(一部), 26番地2(一部), 26番地3(一部)及び27番地(一部)	株式会社 ネットウェーブ 代表取締役 豊原 博詩

(都市計画局建築指導部建築指導課)